（死亡の届出）

第百三十六条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　遺族年金の年金証書（遺族年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）

（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

（胎児出生の届出）

第百三十七条　（略）

２　前項の届書には前項第五号に掲げる子の戸籍の抄本（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）及び遺族年金の年金証書（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）並びにその者が別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その障害に関する医師の診断書を添えなければならない。

（遺族一時金の申請）

第百三十九条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　死亡した被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四　（略）

３　（略）

（遺族年金差額一時金の申請）

第百四十条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者が法第三十六条第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、その事実が認められる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

３　（略）

（法第百五十三条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）

第二百二十三条　法第百五十三条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～五　（略）

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第四条各号に掲げる事務

（死亡の届出）

第百三十六条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　遺族年金の年金証書（遺族年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）

（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

（胎児出生の届出）

第百三十七条　（略）

２　前項の届書には前項第五号に掲げる子の戸籍の抄本（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）及び遺族年金の年金証書（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）並びにその者が別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その障害に関する医師の診断書を添えなければならない。

（遺族一時金の申請）

第百三十九条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　死亡した被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四　（略）

３　（略）

（遺族年金差額一時金の申請）

第百四十条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者が法第三十六条第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、その事実が認められる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

３　（略）

（法第百五十三条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）

第二百二十三条　法第百五十三条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～五　（略）

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第四条各号に掲げる事務